

法務省民商第170号
平成27年12月22日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）附則第3号に掲げる規定及び戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年法務省令第51号）の施行に伴い，平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，平成28年1月1日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第47条第4項に後段として次のように加える。

この場合において，基礎年金番号（国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号をいう。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）については，これを記録してはならない。

別記第25号様式を別紙のように改める。